

## はじめに

我が国の自殺者数は、平成10年以降14年間、毎年3万人を超える深刻な状況で推移していました。国を挙げた総合的な自殺対策の推進により、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が、社会全体で取り組むべき問題として広く認識されるようになりました。しかしながら、依然として年間2万人を超える命が自殺によって失われ、厳しい状況は続いています。

このような状況の中、平成28年4月に改正された自殺対策基本法により、全ての都道府県及び市区町村において、自殺対策計画を策定することが義務付けられました。

和歌山県における年間自殺者数は、平成13年の317人をピークに減少傾向となりましたが、今もなお年間200人前後の方々が自殺により亡くなられています。

本市においても、自殺は「その多くが追い込まれた末の死」であり、「防ぐことのできる社会的な問題」とであるという認識の下、「橋本市自殺対策計画」を策定いたしました。

この計画では、本市において自殺対策を推進する上で欠かすことのできない5つの基本施策や、実態を踏まえた重点施策及び関連する事業をまとめた「生きること」の支援関連施策を定めています。

今後は本計画に基づき、関係機関や団体との連携を一層強化しながら自殺対策を包括的な支援として推進し、市民一人ひとりが互いに助け合いながら、生きがいを持って健康的に自分らしく生きることができるよう「誰も自殺に追い込まれることのない橋本市」を目指してまいります。

2021年（令和3年）3月

橋本市長 平木哲朗